

VI 資料

資料1 いじめの理解に関すること

1 いじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法に定める学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否か見極める必要がある。

- ◆心理的な影響：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団により無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等
- ◆物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童等本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

また、教員の指導によらずして当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応をします。その場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、法に定める学校におけるいじめ防止等の対策のための組織へ情報共有を行うこととする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。こうした場合、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報を行い、警察と密に連携した対応を取ることが必要である。

2 基本的理解事項

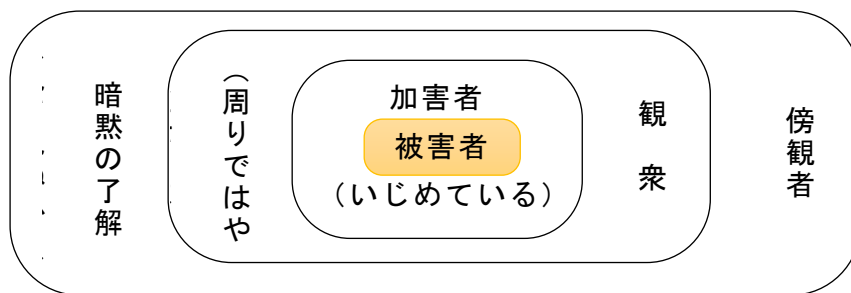
いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援するこ

とが重要である。

そのため、学校にあっては、児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

さらには、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である（図1）。



（図1 いじめの構図）

また、発達障がいのある児童生徒や特別支援学校・特別支援学級に在籍している児童生徒がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合がある。これらの児童生徒は、その特性から、自分がいじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするために、いじめが発見されにくいことがある。加えて、当該児童生徒自身が、相手が嫌がっているということ自体を理解する認識を持ちにくいこともある。これらの点にも十分に留意する必要がある。

- ◆ 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
- ◆ 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
- ◆ 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本市においては、上記3つの考え方を基本に、市・学校・家庭・地域・関係機関と連携を図り、取組を推進するものとする。

資料2 いじめ対応組織に関すること

1 喜多方市いじめ対策連絡協議会の設置のねらいと組織図

- (1) 市のいじめ防止基本方針についての共通理解を図り、各機関の役割や連携の在り方等について検討し、いじめ問題の対応の際に迅速かつ適切に連携を図ることができる体制をつくる。
- (2) 問題行動等の解決、再発防止に向け、関係機関の連携のあり方、機能を生かした役割について共通理解を図る。

2 連絡協議会組織図

喜多方市生徒指導協議会をベースに組織する。

【喜多方市生徒指導協議会】

- ・学識経験者
- ・喜多方市少年センター
補導員連絡協議会
- ・喜多方警察署
- ・市校長会
- ・喜多方市生徒指導協議会
- ・学校教育課

【喜多方市いじめ問題対策連絡協議会】

- ・学識経験者
- ・(警察) 喜多方警察署
- ・(法務) 福島地方法務局若松支局
- ・(福祉) 会津児童相談所
喜多方市少年センター補導員
連絡協議会
- ・(心理) 喜多方市SC、市SSW
- ・(医療) 喜多方市保健福祉部保健課
- ・(教育) 喜多方市校長会 県立高校
喜多方市生徒指導協議会
生涯学習課

【喜多方市いじめ問題対策委員会】

- ・学校教育の関係者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者(6人以内)

【喜多方市いじめ問題調査委員会】

- ・市長が設置する第三者調査委員会

3 開催回数 年2回程度

4 重大事態への対応

(1) 学校だけでは対応が困難な場合

- 「いじめ問題対策委員会」を編成し、教育委員会の諮問に応じて開催する。
 - ・ いじめ問題の事実関係を明確にするための調査、具体的な支援内容の検討等を行う。

(2) 重大ないじめの発生

- 市長は、必要があると認めるときは、「喜多方市いじめ問題調査委員会」を設け、再調査を行うことができる。

喜多方市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条の趣旨を踏まえ、喜多方市におけるいじめ防止等に関係する機関及び団体が、それぞれの機能を生かして連携し、いじめの未然防止等の基本的な方針や、講じるべき対策等を総合的かつ効果的に推進するため、喜多方市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) セーフコミュニティの取り組みの一環として、喜多方市いじめ防止基本方針について関係機関の共通理解を図り、PDCAサイクルを生かしたいじめ問題への取り組みを推進すること。
- (2) いじめ問題の解決、再発防止等に向けた関係機関の迅速な連携、連絡調整のあり方や、機能を生かした役割等について検討すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織及び運営)

第3条 協議会の構成機関は、別表のとおりとする。

- 2 協議会には、会長1名、副会長1名をおき、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い、新たに組織された協議会の最初開催される会議は、教育長が招集する。
- 6 協議会は原則として年2回以上開催するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合はにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(意見の聴取)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、構成機関以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(喜多方市いじめ問題対策委員会)

第6条 重大ないじめ等が発生した場合に、具体的な支援内容を検討すること等を目的として、別表に掲げる関係機関のうち、当該事案に対応するため必要な機関の実務担当者及び当該事案の対応等について見識を有する者により、喜多方市いじめ問題対策委員会(以下「委員会」という。)を編成し、教育委員会の諮問に応じて開催する。

- 2 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 事実関係を明確にするための調査
- (2) いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援に関する事項
- (3) いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する情報提供及び支援に関する事項
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

(秘密の保持)

第7条 協議会及び委員会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議会及び委員会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委

員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条、第 5 条関係）

分 野 等	関 係 機 関 等
学識経験者	
法 務 局	福島地方法務局若松支局
警 察	喜多方警察署生活安全課
福 祉	福島県会津児童相談所
	喜多方市少年センター補導員連絡協議会
	喜多方市保健福祉部こども課
心 理	喜多方市スクールカウンセラー 喜多方市スクールソーシャルワーカー
保 健	喜多方市保健福祉部保健課
教 育	喜多方市校長会
	喜多方市生徒指導協議会
	喜多方市内県立高校
	喜多方市教育委員会教育部生涯学習課

資料3 いじめ関連法に関すること

いじめ防止対策推進法（概要）

* 「いじめ防止対策推進法の公布について」(平成25年6月28日 文部科学省通知)からの転載

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
※ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。
※ 国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。
※ 公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。
(一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行)

4 いじめ防止等のための基本的な方針（概要）

* 「いじめ防止基本方針の策定について」(平成25年10月11日 文部科学省通知)からの転載

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（いじめ防止基本方針）

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- いじめ防止対策推進法制定の意義、基本理念、組織的対策
- いじめの定義、いじめの理解
- いじめの防止等に関する基本的考え方

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために国が実施する施策

- いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等
 - ・ 国の基本方針の策定と、より詳細な指針の策定
 - ・ 法に基づく取組状況の把握と検証（「いじめ防止対策協議会（仮称）」の設置）
 - ・ 重大事態の調査組織等設置を支援するため、職能団体等との連絡体制構築
- いじめの防止等のために国が実施すべき施策
 - ① いじめの防止（豊かな心の育成、子供の主体的な活動の推進、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保・資質能力向上、調査研究等の実施、普及啓発）
 - ② 早期発見（教育相談体制の充実、地域や家庭との連携促進）
 - ③ いじめへの対処（多様な外部人材の活用等による問題解決支援、ネットいじめの対応）
 - ④ 教員が子供と向き合うことのできる体制の整備

2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策

- 地域基本方針の策定
 - ・ 国の基本方針を参考に、条例などの形で、地域基本方針を定めることが望ましい
- いじめ問題対策連絡協議会の設置
 - ・ いじめ問題対策連絡協議会を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定
- 第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置
 - ・ 地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい
 - ・ この附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることが必要
- 地方公共団体が実施すべき施策
 - ・ 地方公共団体として実施すべき施策、学校の設置者として実施すべき施策

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・ 国や地方公共団体の基本方針を参考に、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を定める
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - ・ 学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織。必要に応じて、外部専門家を活用

- ・ いじめに関するわずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談し、当該組織を中核として組織で対応
- 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - i) いじめの防止 ii) 早期発見 iii) いじめに対する措置

4 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

i) 重大事態の発見と調査

【重大事態】

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる
- 調査主体：学校の設置者又は学校
- 調査を行うための組織：
 - ・ この組織は、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める
 - ・ 学校の設置者が調査主体となる場合：公立学校の場合、第14条第3項の附属機関を調査組織とすることが望ましい。この附属機関は平時からの設置が望ましい
 - ・ 学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる
- 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ・ 学校の設置者・学校の、たとえ不都合なことがあったとしても事実しつかりと向き合おうとする姿勢が重要
- ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合：いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施
- イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合：当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取
 - ※ 自殺事案の調査は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする。なお、国は当該指針の必要な見直しを速やかに検討する

ii) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - ・ 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する
 - ・ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する機会があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要
- ② 調査結果の報告
 - ・ 希望に応じて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える

(2) 地方公共団体の長等の再調査及び措置

i) 再調査

- ・ 職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を

図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める

- ・ 再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任がある

ii) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・ 再調査の結果を踏まえた必要な措置を講ずる

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- ・ 国は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる

資料4 用語解釈

1 「いじめの未然防止」とは

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」ことを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。特に、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるためには、教職員をはじめとする関係者が一体となった継続的な取組を行うことが重要である。

2 「いじめの早期発見」とは

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員をはじめ、児童生徒に関わる全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化にも気付き対応していくことが重要である。

このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童生徒が発するサインを見逃さず、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、教育委員会及び学校は、定期的なアンケートや教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

3 「いじめへの対処」とは

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導を行う等の対応を、迅速かつ組織的に行うことが重要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて、関係機関との連携を図ることが重要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、校内研修などを通じて、理解を深めておくことが必要であり、さらには、学校における組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備しておくことが必要である。

4 重大事態とは

「重大事態」とは、次に掲げる場合をさす。

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い^①があると認めるとき
- (2) いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い^②があると認めるとき
- 注) ① 児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を受けた場合、金品等に重大な被害を受けた場合、精神性の疾患を発症した場合等
- ② 年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

資料5 参考資料等

学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

以下の事例は、過去にあった事案を踏まえたものであり、刑罰法規に対応した具体例を示すことで理解を深めるためのものである。

※ 「早期に警察に相談・通報すべきいじめ事案について(各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学学長宛平成25年5月16日付文部科学省初等中等教育局長通知)」(別紙1)からの転載

いじめの態様	刑罰法規及び事例	
ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第208条：暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
	事例：同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。	
	傷害 (刑法第204条)	第204条：人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第208条：暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
	事例：プロレスと称して同級生を押しえついたり投げたりする。	
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要 (刑法第223条)	第223条：生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前2項の罪の未遂は、罰する。
	事例：断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる。	
	強制わいせつ (刑法第176条)	第176条：13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。
	事例：断れば危害を加えると脅し、性器を触る。	

金品をたかられる。	恐喝 (刑法第249条)	第249条：人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。
	事例：断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。	
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗 (刑法第235条)	第235条：他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
	器物損壊等 (刑法第261条)	第261条：前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。
	事例：自転車を故意に破損させる。	
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	脅迫 (刑法第222条)	第222条：生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。
	事例：学校に来たら危害を加えると脅す。	
	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	第230条：公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条：事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留または科料に処する。
事例：校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く。		
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	脅迫 (刑法第222条)	第222条：生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。
	事例：学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。	
	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	第230条：公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条：事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留または科料に処する。
事例：特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げ「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く。		
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)	第7条(略) 2～3(略) 4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(略)	

		5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする（略）。 6 （略）
	事例：携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。	